

豊田市公告第 212 号

豊田農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「法」という。）第 13 条第 4 項において準用する法第 12 条第 1 項の規定に基づきその旨を公告する。

また、法第 13 条第 4 項において準用する法第 11 条第 2 項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を、法第 13 条第 4 項において準用する法第 12 条第 1 項の規定に基づき併せて公告する。

なお、当該変更後の農業振興地域整備計画書は、法第 13 条第 4 項において準用する法第 12 条第 2 項の規定により、下記場所に備え置いて縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 18 日

豊田市長 太田 稔彦

記

- 1 法第 13 条第 4 項において準用する法第 11 条第 2 項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果
意見なし
- 2 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所
豊田市役所産業部農政企画課
豊田市西町 3 丁目 60 番地